



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課） 1

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） 2
- 県民広場地下駐車場の利用料金の承認（道路管理課） 2
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課） 3
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・3件（県民生活課） 4
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課） 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） 6
- 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立中部病院） 7

公安委員会事項

- 道路交通法による指定講習機関の指定 9
- 警備員指導教育責任者講習の実施 9

規 則

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第48号

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則（平成10年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「午前8時から午後10時まで」を「午前6時から午後12時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第462号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を

次のとおり指定した。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
金武鍼灸接骨院（松永智史）	金武町字金武400番地 2	平成24年 7月 6日
仲西幸博（仲西幸博）	うるま市字昆布1012番地 1 コーポ嵩原103	平成24年 7月13日
鍼灸院健承堂（宮城三男）	名護市東江四丁目21番22号 1階	平成24年 8月 1日
ふく木堂整骨院（神谷大介）	那覇市宇栄原 1 丁目 6 番 6 号	平成24年 8月 1日

沖縄県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
ふく木堂整骨院（伊藝学）	那覇市宇栄原 1 丁目 6 番 6 号	平成24年 8月 1日

沖縄県告示第464号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定予定保安林の所在場所 国頭郡伊江村字東江上ミナト原3196番・3197番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 潮害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第465号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第576号で同意の認定をした港川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第466号

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）第9条第4項の規定により、次のとおり県民

広場地下駐車場の利用料金を承認した。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 県民広場地下駐車場
- 2 指定管理者 那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年10月1日
- 4 利用料金の額

(1) 普通駐車

区分		利用料金の額
時間内駐車	二輪車	1台1時間までは100円、1時間を超える30分までごとにつき50円とし、1回の利用につきこれらの合計額が400円を超えるときは400円
	四輪車	1台1時間までは300円、1時間を超える30分までごとにつき150円とし、1回の利用につきこれらの合計額が1,200円を超えるときは1,200円
時間外駐車	二輪車	1台1泊につき350円
	四輪車	1台1泊につき1,050円

(2) 定期駐車券による駐車（時間内駐車に限る。）

区分	利用料金の額
二輪車	1台1月につき7,000円
四輪車	1台1月につき21,000円
二輪車	1台土曜日及び日曜日を除く1月につき5,500円
四輪車	1台土曜日及び日曜日を除く1月につき16,000円

沖縄県告示第467号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
武富	糸満市字武富並びに八重瀬町字友寄及び字宜次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、糸満市役所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
外間	八重瀬町字外間の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）	急傾斜地の崩壊
武富	糸満市字武富並びに八重瀬町字友寄及び字宜次の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所、糸満市役所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）	地滑り

沖縄県告示第468号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、石垣都市計画臨港地区を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 石垣都市計画臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 石垣市浜崎町、美崎町及び八島町
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び石垣市建設部都市建設課

沖縄県告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・4・3号市場通り線、3・4・平2号東環状線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 宮古島市平良字東仲宗根及び西仲宗根
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年11月6日まで縦覧に供する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年 9月 7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほっとハウス
- 3 代表者の氏名 松田ミサ子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県浦添市大平一丁目23番13号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、主に浦添市に居住する精神障害者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年11月12日まで縦覧に供する。

平成24年 9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年 9月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人フロム沖縄推進機構
- 3 代表者の氏名 石川清勇

- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター5階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県内の法人及び個人に対して、マルチメディア関連の人材育成等による社会教育の推進を図る活動、先進的アプリケーション構築等によるまちづくりの推進を図る活動、デジタルデバイドの是正や情報リテラシーの向上等による情報化社会の発展を図る活動及び情報通信関連技術を全ての産業の基盤として有効活用すること等による経済活動の活性化を図る活動に関する事業を行い、沖縄県におけるマルチメディアアイランド形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年11月19日まで縦覧に供する。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年9月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひるぎ
- 3 代表者の氏名 平良栄二
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県島尻郡南風原町字喜屋武6番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、福祉サービスを必要とする障害者が、心身ともに健やかに育成され、また、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会を設けるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において、必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう支援することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年9月28日から平成25年1月28日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー宜野湾コンベンションシティ 宜野湾市字宇地泊浜原558番10
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役社長 上地哲誠
- 3 届出年月日 平成24年8月23日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 (仮称) サンエー宜野湾コンベンションシティ
変更後 サンエー宜野湾コンベンションシティ
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部雇用・企業対策室において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 平成24年8月24日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエー八重瀬シティ 八重瀬町字屋宜原波平原95番1ほか21筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
- 3 法第8条第1項の規定による南城市の意見の概要 届出に係る大規模小売店舗の周辺地域には住宅等が立地していることから、生活環境の悪化防止のために、営業活動に伴って発生する騒音等の発生の防止又は緩和の有効な対策を講ずること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年9月28日から同年10月28日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年7月25日 沖縄県指令土第722号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字池田田名原465番3ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里石嶺町2丁目194番地5 久場里明、那覇市首里石嶺町2丁目194番地5 久場八重子、那覇市首里石嶺町2丁目194番地5 久場春子
- 5 検査済証番号 平成24年9月11日 第3023号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年11月7日 沖縄県指令土第955号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字新川富崎1611番ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路及び公園
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 石垣市字石垣278番地1 伊是名信子
- 5 検査済証番号 平成24年9月12日 第3024号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月13日 沖縄県指令土第82号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長841番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長533番地7 ラフイーネ寿Ⅱ401号室 高安透
- 5 検査済証番号 平成24年9月13日 第3025号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年9月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年5月7日 沖縄県指令士第657号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宮古島市平良字松原シバリ638番ほか3筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 道路
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在及び名称 南風原町字兼城514番地1 イオン琉球株式会社 代表取締役 末吉康敏、宮古島市平良字松原551番地4 有限会社大栄興産 取締役 狩俣昌弘
- 5 検査済証番号 平成24年9月13日 第3026号
- 6 工事完了年月日 平成24年8月20日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年9月28日

沖縄県立中部病院長 宮 城 良 充

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 産婦人科用超音波診断システム 1式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成25年2月28日（木曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立中部病院 沖縄県うるま市字宮里281番地
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物に係る製造実績又は販売実績を有する者であること。
 - (3) 購入物品に重大な障害が発生した場合において、障害に対応できる技術者が沖縄県内に常駐しており、かつ、24時間以内に技術者を派遣して対応できる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年10月1日（月曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成24年11月13日（火曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立中部病院2階会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年10月1日（月曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立中部病院総務課 〒904-2293 うるま市字宮里281番地 電話番号098-973-4111
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立中部病院総務課
 - (2) 所在地 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成24年11月12日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立中部病院総務課に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成24年10月15日（月曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県立中部病院2階会議室 〒904-2293 うるま市字宮里281番地
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Ultrasonic diagnosis system for obstetric use 1 set
 - (2) DELIVERY OF DEADLINE
February 28, 2013
 - (3) BIDDING EXPLANATION MEETING

2:00 p.m. October 15, 2012

(4) DATE FOR BIDS

10:00 a.m. November 13, 2012

(5) CONTACT

Administration Division Okinawa Prefectural Chubu hospital

281 Miyazato, Uruma City, Okinawa, 904-2293, Japan

Telephone 098-973-4111

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第121号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき、次の者を指定講習機関に指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定により公示する。

平成24年 9月28日

沖縄県公安委員会

1 名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 株式会社川畑自動車学校 沖縄市南桃原一丁目22番1号

(2) 代表者の氏名 川畑勝彦

2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地 株式会社川畑自動車学校 沖縄市南桃原一丁目22番1号

3 特定講習の種別 道路交通法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習

4 指定年月日 平成24年 9月13日

沖縄県公安委員会告示第122号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年 9月28日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

(2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第4号に規定する警備業務	平成24年11月5日（月曜日）から同月9日（金曜日）まで	午前9時から午後5時（平成24年11月9日にあつては、午前10時45分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【 考査 】11月9日（金曜日）	午前11時10分から午後零時50分まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項	平成24年11月8日	午前9時から午後5時（平成24年	那覇市西3丁目14番1号

第4号に規定する警備業務	(木曜日)及び同月9日(金曜日)まで	11月9日にあつては、午前10時45分)まで	那覇地域職業訓練センター 2階第5教室
	【考查】11月9日(金曜日)	午前11時10分から午前11時45分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 25人
- (2) 追加取得講習 25人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第4号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。
- (2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるものに限る。

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り。） 1通
- (2) 受講対象者に該当することを疎明する書面
 - ア 新規取得講習
 - 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 追加取得講習
 - 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

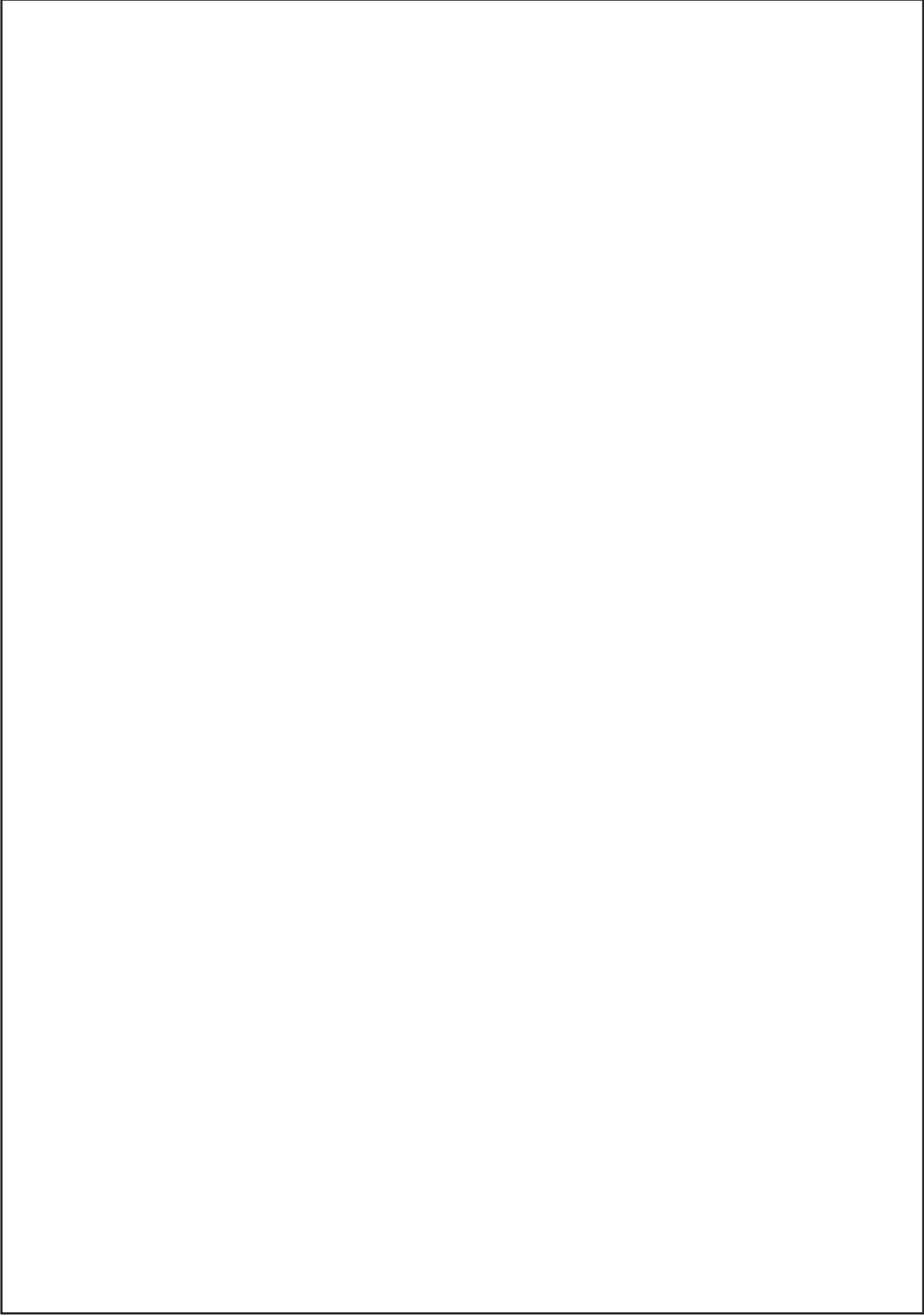
6 受講申込手続等

- (1) 受付期間
 - ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年10月9日（火曜日）から同月15日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
 - イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年10月11日（木曜日）から同月17日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 提出先
 - ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
 - イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
- (3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。
- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料34,000円又は追加取得講習手数料10,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）



発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号